

平成23年度特技懇常任委員 永田 和彦

平成23年度の常任委員を努めさせていただき、その最後の役目として本号の巻頭言の執筆を仰せつかりました。本号が皆様のお手元に届く頃には、平成24年度の役員が特技懇の活動に御尽力されているものと思います。

平成23年度の活動の一つとして、特技懇ハンドブック第15版の発行を行いました。編纂にあたり、ご協力をいただきました皆様に改めて御礼申し上げます。

特技懇ハンドブックには、歴代の常任委員、常任幹事が掲載されています。最も古くは昭和25年度から、現在に至るまで、延べ人数で654名のお名前があります。特技懇は、積極的に活動されてきた多くの先輩方のご尽力に支えられてきたものであると改めて認識しました。一年間、常任委員として特技懇の活動をして感じたことは、このような特技懇の歴史の長さ、伝統の重さです。

特技懇の歴史を身近に感じることができる場所があります。それは、特許庁地下1階にある特許庁図書館です。ここには、内外国の産業財産権関係の資料が所蔵されており、特技懇誌も閲覧することができます。過去の記事を読んでみると、いろいろと面白いものがあり、また、感慨深いものがあります。

特技懇誌で最も古いものは、その前身にあたる「特許庁技術懇話会々報」の第1号で、昭和25年10月に発行されています。全4ページで、その内容は、当時の特技懇顧問の久保敬二郎長官の寄稿からはじまり、幹事会「発刊の言葉」、「會の現況」など、6つの記事で構成されています。

最初の記事である久保長官の寄稿では、特許制度について、「対象物は技術であり而も架空に形成せられた無体物である故にその改善は難しく未開拓の部分が中々多い。例へば勤務者発明の取扱い方、実施料算定の基準、発明の定義等数へたてれば際限がない。」と記されています。現代仮名遣いに直せば、今日書かれた文章だと言われても何ら違和感のない内容であることに驚きを覚えました。

「會の現況」には、昭和25年9月現在の会員数が掲載されています。顧問3名、官房・総務部9名、特許第一部10名、特許第二部129名、審判部17名、陳列館2名で、総数170名とあります。現在では、特技懇正会員数は2000名を超えています。昭和25年の特許庁年報（これも特許庁図書館で閲覧できます。）によると、当時は、意匠審査は審査第一部、特実審査は審査第二部で行われていたようです。年間出願件数

特許庁の機構と事務（昭和25年特許庁年報）

機 構		事 務 内 容
部 (定員)	課	
長官官房 (76名)	秘書課	文書、人事、会計、財産の管理、職員の厚生、機密保持に関すること。
	会計課	
総務部 (219名)	総務課	工業所有権に関する法規、調査統計、発明の指導・奨励、公報の発行、渉外事務、弁理士及び制度の改正調査に関すること。
	奨励課	
	公報課	
	渉外課	
審査第一部 (134名)	工業所有権制度改正調査審議室	工業所有権の出願及び登録に関すること。意匠及び商標の出願を審査すること。
	出願課	
	登録課	
	意匠課	
	商標課	
審査第二部 (164名)	分類審査室	農林畜水産物、鉱物、その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の出願を審査すること。
	農水産課	
	材料課	
	繊維維課	
	動力課	
	運輸建設課	
審判課 (40名)	通信測定課	審判及び抗告審判に関すること。
	日用品課	
陳列館 (26名)	書記課	工業所有権に関する見本、ひな形及び審査、審判、抗告審判に関する図書、書類等を収集し、閲覧させること。
	審判官室	
	(国立国会図書館支部特許庁図書館を含む)	

は、特許16,896件、実用24,324件、意匠6,507件という時代です。昭和25年の年報にも「審査未済件数一覧表」が掲載されていて（特許22,292件、実用36,587件、意匠3,030件）、「審査は迅速であるとともに特に正確であることを必要とし…」と記載されています。やはり永遠の課題なのでしょうか。

最後に、「特許庁技術懇話会々報」第1号に戻って、幹事会による「発刊の言葉」から抜粋してご紹介したいと思います。「デスクエンジニアである我々に実地教育も必要であるが技術上の見識理解を特許行政の上に反映するのに最も必要な事は『特許行政の在り方を把握する』事である。従って此の線に沿って会のエネルギーの一部を使ふべきであり此の会報は此のエネルギーが生んだものであるから会報発表に御盡力を願ふ次第である。」

今後とも、特技懇の活動への皆様のご理解とご支援をよろしく願い申し上げます。